

北播磨南部地域環境形成方針

～ 北播磨南部地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針～

兵 庫 県
平成 1 7 年 8 月 5 日

目次

序	はじめに	1
第1	地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想	2
1	北播磨南部地域の特性	2
(1)	位置	2
(2)	自然的特性	2
(3)	社会的特性	3
(4)	土地利用動向	3
(5)	地域づくりの課題	4
2	北播磨南部地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想	5
(1)	地域づくりの基本方向	5
(2)	地域環境形成の基本方向	6
第2	適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項	11
1	区域の区分	11
(1)	第1項第1号の区域	11
(2)	第1項第2号の区域	11
(3)	第1項第3号の区域	11
(4)	第1項第4号の区域	11
(5)	第2項の区域	11
2	各区域の設定の方針	12
(1)	森を守る区域	12
(2)	森を生かす区域	12
(3)	田園の区域	12
(4)	まちの区域	12
(5)	丘陵の区域	13
(6)	水と緑の交流区域	13
第3	森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本的事項	14
1	北播磨南部地域の土地利用及び環境形成の方向	14
(1)	森を守る区域	14

(2) 森を生かす区域	14
(3) 田園の区域	14
(4) まちの区域	15
(5) 丘陵の区域	15
(6) 水と緑の交流区域	15
2 都市的な開発及び施設整備の方向	15
(1) 基本的な考え方	15
(2) 取組みの方向	16
(3) 地域環境形成基準の設定	17
(4) 地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項	19
第 4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項	20
1 計画整備地区の認定についての基本方針	20
(1) 認定すべき地区の考え方	20
(2) 認定すべき地区	20
(3) 地域環境形成の方向	21
(4) 整備計画に定めるべき項目	21
2 森林及び農地の保全の方向	22
(1) 基本的な考え方	22
(2) 取組みの方向	22
3 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項	22
(1) 多様な主体の参画と協働	22
(2) 関連施策との連携	22
(3) 支援方策	23
(4) 方針等の見直し	23

序 はじめに

北播磨南部地域は阪神都市圏の周縁に位置し、時々の社会経済状況に応じて土地利用の変化を経てきた。しかしながら、良質の酒米「山田錦」を産する豊かな農地や水源となる里山が織り成す美しい田園風景は、人々の暮らしの営みを通じて維持され、今日まで受け継がれている。また、京都・大阪への交易路が交差し、古来から交通の要衝であったこの地域には豊かな歴史文化が存し、地域の個性を高めている。これら自然環境や景観、歴史文化資源は今後、魅力ある地域づくりを進める上での原動力となるものである。

しかし、全国的に人口減少と少子高齢化が同時に進む中、本地域においても地域コミュニティの活気や活力を維持していくことや、これまで維持してきた里山や農地などの緑豊かな環境を適正に維持管理していくことが難しくなることが懸念されている。また、これまで各地で行われてきたレクリエーション施設や工場、別荘地等の開発は雇用の創出や交流人口の拡大など地域の活性化に寄与してきたが、地域環境の魅力向上につながる開発のあり方が今後も求められている。

このような状況の中、北播磨地域ビジョンでは、「ひょうごのハートランド」を理念とし、地域にかかわる人々がこれまで育んできた資源や財産を最大限に活かしながら、多様な価値観に応じた真の豊かさや、生活の楽しさを実感できる地域づくりを目標に掲げている。

この地域ビジョンの実現に向けては、地域づくりの原動力である自然環境、景観、歴史文化を将来にわたって保全することが重要となる。このため、適正な土地利用のあり方を示し、里山や農地など緑豊かな地域環境を保全、育成、創造しつつ、それらを生かして地域の振興や活性化を図っていく必要がある。

以上のような基本認識のもと、北播磨地域ビジョンの計画期間である 2010 年から 2015 年頃までを目途とし、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定による、北播磨南部地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針を以下のとおり定めることとする。

第 1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

1 北播磨南部地域の特性

(1) 位置

北播磨南部地域は、三木市、小野市、社町の都市計画区域外の地域、並びに吉川町及び東条町の全域である。面積は 21,952ha であり、構成する 2 市 3 町全域の 53.8%、県土面積に対しては 2.6%にあたる。

神戸及び姫路からは 20～40km の距離に位置する。中国自動車道、山陽自動車道の 2 つの広域幹線道路が東西に走り、大阪からは高速道路を利用して約 50 分にある。また、南北方向には国道 175 号、国道 372 号、国道 428 号が通じるなど広域幹線交通網が交差している。

(2) 自然的特性

< 地形・地質 >

北部は有馬層群が、南部は神戸層群が分布し侵食の進んだ丘陵地域、東条川により形成された河岸段丘、地すべり地など特徴的な地形・地質がみられ、地質学的に多様な地域である。北部の三草川流域及び鴨川流域は、中生代の地層を基盤とした比高差 200～300m 程度の山地地域となっている。一方、南部の東条川流域及び美嚢川流域には新生代の地層を基盤とした比高差 50～100m 程度のなだらかな丘陵地域が広がっている。

< 河川・水辺 >

北部の山地地域では、上鴨川を分水嶺とし、三草川が南西に、鴨川が南にそれぞれ流下している。鴨川はダム湖である東条湖に注ぎ込んでいる。

南部の丘陵地域では東条川、美嚢川がほぼ並行して南西に流下している。東条川は流域にやや幅の広い低地を形成しながら、やがて加古川に合流する。美嚢川は吉川町の北東部、南部をそれぞれ源流とする北谷川と吉川川、三木市東部を源流とする小川川を支流とし、低地を大きく蛇行して流下している。また、東条川及び美嚢川流域ではため池による水利が発達し、山間部に築造された「谷池」が多数みられる。

< 植生・生物 >

植生は主にアカマツ二次林で構成されており、人工林の割合は低い。三木市から吉川町にはコナラ群落も分布している。これらアカマツ二次林やコナラ林は、潜在自然植生である落葉広葉樹林に人の手が加わり、長い年月の間、絶えず利用されてきたことによって二次的に成立した植生であるが、薪炭林等としての利用価値を失い、放置された現在では植生の後退遷移が進行している。

ため池や水田、湿地が連続する谷間には、稀少な湿地植生や池沼植生が分布し、オオタカ、ミサゴ、ハッチョウトンボ、バラタナゴ等の生息情報があるなど多様な生物の生息環境となっている。また、社寺林にも稀少な植生や巨木等が分布している。

(3) 社会的特性

< 人口 >

本地域の人口は約 2.9 万人（平成 12 年国勢調査現在。以下同様）で、2 市 3 町全域の人口の約 17% である。世帯数では本地域が約 7,900 世帯で、2 市 3 町全域の約 22% である。平成 7 年度と比較すると人口、世帯とも増加しており、また、2 市 3 町全域の増加率よりも本地域の増加率が高くなっている。しかし、65 歳以上の高齢者率は 22.7%（各市町統計資料）で、全県平均（16.9%）を上回り、加えて今後も増加する傾向にあり、少子高齢化が進展している。

< 産業 >

三木市・小野市を中核とする地方都市圏を形成している。産業別就業者比率をみると、第 3 次産業就業者が 5 割以上を占め、その割合は年々増加している。

酒米「山田錦」の主産地として知られ、水稻を中心とした農業経営が展開されてきたが、酪農や施設園芸など米以外への多品目化も進められている。都市化の進展、農業者の高齢化、農産物価格の低迷など厳しい情勢下にあるものの、近年、農産物直売所の整備、女性グループ等による農産物加工品の開発、市民農園の整備など都市住民との交流を視野に入れた農業・農村の活性化が図られている。

製造業については、金物産業、木工工芸品、釣り針、鯉のぼりなど全国的な知名度を誇る地場産業を発達させてきた地域である。近年では、広域交通網整備を契機に産業団地等の産業拠点整備が進められ、多くの企業が進出している。

< 歴史文化 >

古代より交通の要衝であり、近世には京街道、大坂道など重要な交通路が交差し、宿場町として、あるいは要衝をおさえる城下町として発展してきた。文化財等の歴史文化資源が各地に分布している他、多くの伝統行事が無形文化財として指定されている。また、各集落の神社には農村舞台が多く残されるなど、豊かな農村文化を残す地域である。

< 交流・レクリエーション >

近年は、観光農園や特産品をテーマとした交流施設など、地域の特性を活かした都市農村交流が進められている。また、豊かな自然を活かしたスポーツ・レクリエーション施設が多数立地し、特に、ゴルフ場については日本有数の集中地帯となっている。

(4) 土地利用動向

森林が土地利用の 3 割程度、ゴルフ場等を含む宅地等が 5 割程度と高い割合を占めている。森林は社町及び東条町の北部にまとまって分布している。傾斜の緩やかな丘陵や台地の上部はゴルフ場等として利用され、谷間や丘陵の斜面に森林が残されている。中心市街地や集落、農地は主に河川沿いの低地に分布している。

昭和 40 年代後半に別荘地開発が急速に進み、昭和 60 年代まではゴルフ場開発が続いたが、近年は別荘地及びゴルフ場の開発は沈静化している。その後、別荘地は定住住宅地としての成熟がみられる一方、転売が繰り返されたり開発途中で放棄されるケースもみられる。

1990年代初めには、阪神都市圏に残された開発適地として注目を集め、新しい産業及び教育・文化拠点の整備が構想され、ひょうご東条インターチェンジの開設に伴い整備が徐々に進められてきた。

各市町の土地利用計画では、土地区画整理事業等による新しい市街地が位置づけられ、計画的な整備が進められている。その他、主要幹線道路周辺にも開発誘導や工場立地を進める区域が位置づけられているが、昨今の厳しい経済情勢の下、企業進出及び住宅整備はやや停滞気味である。

(5) 地域づくりの課題

北播磨南部地域は、特有の地形や土壌、大都市からのアクセスの良さを活かして産業や文化を発展させ、特色ある地域を形成してきた。

しかし、これら特筆すべき地域環境や地域資源を活かした地域づくりを進めるうえで、次のような課題がみられる。

ア 二次的自然環境の適切な維持管理

里山、農地、ため池等が一体となった二次的自然環境は、長い年月をかけ人々の暮らしの営みを通じて形成され、維持されてきたものである。それゆえ、近年の農業生産や農村コミュニティの変化により大きな影響を受け、耕作放棄地の増加、里山の荒廃や竹林の拡大、ため池の減少といった環境の劣化が進んでいる。大都市近郊に位置し、大きな山並みや原生的自然の少ない本地域において、二次的自然環境は地域環境及び景観の基層となるものであり、その適切な維持管理、再生が求められる。

しかし、これら二次的自然環境を農村コミュニティを中心とした従来の枠組みだけで維持することは難しい状況にある。このため、行政、都市住民、企業等との幅広い連携により維持管理主体を多様化する方策が求められる。同時に、里山やため池のようにかつての利用目的を失いつつあるものに関しては、自然とのふれあいの場として、あるいは防災機能や生物多様性保全の観点から、新しい価値を発掘し、付加することにより地域づくりに活用していく必要がある。

イ 地域固有の歴史文化の継承と活用

本地域は、多くの文化財が分布するとともに、茅葺き民家や鎮守の森、農村舞台、街道沿いの道標など生活文化と深く結びついた地域資源が各地に残り、また、伝統行事や伝説など無形の歴史文化資源も豊かな地域である。

しかし、農業生産の変化、少子高齢化や兼業農家・非農家の増加、生活様式の変化は、農村コミュニティのあり様や人々の価値観にも変化をもたらし、地域の歴史文化資源を次世代に継承することが困難になりつつある。このため、地域のもつ豊かな自然や歴史文化の価値を住民が主体となって再評価し、地域づくりにおいて活用していくことが重要である。

ウ 地域の経済的・社会的活力の維持

本地域は、土壌特性、内陸性の気候、なだらかな傾斜地が入り組む独特の地形から、酒米「山田錦」の最適地として知られる。しかし、近年は、消費者の環境意識の高まりや嗜好の多様化とともに産地間競争が厳しさを増しており、安全で良質な農産物を生産する環境づくりに配慮することで農産物自体の付加価値を高めることが求められる。

また、観光農業や特産品を通じた都市農村交流、自然を活かした交流施設の整備等が各地で進められており、交流人口の拡大を通じて地域活性化を一層推進する必要がある。

本地域は、現時点では人口、世帯ともわずかに増加傾向にあるものの、全国的な人口減少社会を迎え、今後は人口減少、少子高齢化が進むことが予想される。このため、若者の地域への定住、あるいは地域外からの移住を促進するため、居住環境の整備や地域拠点の形成を図る必要がある。

エ 景観や自然環境に調和した開発の誘導

本地域では、恵まれた立地条件や地形特性からゴルフ場や産業・住宅団地、別荘地など様々な開発が進められ、地域活性化に寄与してきた。その反面、自然環境や景観への影響やコミュニティ形成上の問題、低未利用地の発生など地域づくりにおける新たな課題も抱えている。

また、本地域は、都市計画区域外の地域と非線引き都市計画区域が混在し、都市計画法上、開発圧力に対して不安定な地域でもあるため、開発を適切に誘致、誘導することで周辺の自然環境や景観との調和を図り、地域への波及効果を高めることが必要である。

2 北播磨南部地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

(1) 地域づくりの基本方向

「北播磨地域ビジョン“ひょうごのハートランド”をめざして」では、「北播磨 豊かな自然との共生 - 交流の舞台づくり - 」をテーマとして、地域にかかわる人々がこれまで育ててきた資源や財産を最大限に活かしながら、多様な価値観に応じた真の豊かさや、生活の楽しさを実感できる地域づくりの方向を示している。

北播磨南部における地域環境形成にあたっては、北播磨地域ビジョンの実現を図るため、

生活文化に根ざした『身近な里山風景』と活力ある『田園居住地域』の形成

をテーマとし、整備が進められている交通基盤や産業拠点を活かして地域の活力を高めるとともに、多様な地域資源を活かし、地域内外との多様な交流・連携を通じて総合的な地域づくりを進めることが特に重要である。

その際、以下の諸点を地域づくりの基本方向とする。

ア 地域の魅力の源泉である自然環境や歴史文化資源を保全・活用した地域づくり

本地域は時々の社会経済状況により都市化の影響を受けつつも、今日まで美しい里山の風景を継承しており、阪神都市圏近郊に残された貴重な自然環境、農村景観であるといえる。地域固有の自然環境や景観、歴史文化資源は、暮らしや産業、地域内外との交流など諸活動の基盤であり、地域の魅力の源泉であることから、これらを保全、再生、活用することを基本に地域づくりを推進する。

イ 田園居住や都市農村交流の推進による魅力ある地域づくり

恵まれた立地条件を活かし、豊かな自然を楽しみつつ快適で多様なライフスタイルを実現できる田園居住地域として、あるいは、地域資源を活用した都市農村交流が多様に展開する地域として魅力ある地域づくりを進める。

ウ 多様な主体の参画と協働による地域づくり

地域住民をはじめ都市住民、企業など多様な主体の参画と協働を得ながら、地域資源の新たな価値を発見し、それを活用し、新たに創造することにより地域づくりを進める。

(2) 地域環境形成の基本方向

優れた地域環境の形成は、単に造形的に美しいというだけでなく、山や川の豊かな自然の中で、歴史性と地域性を活かしつつ、活発な産業・文化活動、住民生活が展開される場所として、住民が愛着を持ち、親しみ・誇りを感じ、そこに住むことの意義とそこを訪れることの魅力を実感できる環境の形成を目指すことであり、住民をはじめ事業者、行政など地域に関わる人々が目標を共有し、互いに協働して進めていくべきものである。

北播磨南部地域の地域環境形成にあたっては、里山や田園など緑豊かな地域環境を保全するだけでなく再生・活用しながら、開発を適切に誘致し、誘導することで地域の振興や活性化を図っていくことが求められる。

そのためには、地域における諸活動を地域環境との関わりの中で秩序づけ、それぞれの場所に応じて的確に誘導していくことが重要である。また、現在の北播磨南部らしい地域環境を守りながら、地域住民、都市住民をはじめとした様々な人々の生き生きとした活動を通じてそれを育てていくことが重要である。

<北播磨南部地域の景観>

北播磨南部地域の景観は地質の特性から、中生代の地層を基盤とし、丸みを帯びた山並みの景観を主体とする北部の山地地域と、新生代の地層を基盤とし、侵食が進み壁の多い丘陵の景観を主体とする南部の丘陵地域に大きく分けられる。さらに、三草川、鴨川、東条川、美嚢川などの川の流れが多様な地勢をつくり、それぞれの流域に特色ある景観を生み出している。

人々は、川に沿った低地に農地を拓き、微高地あるいは街道の要所に集落をつくり、川が形成した地勢に応じて生産や生活の場を営んできた。川の流れはまた、地域を結ぶ

街道の軸ともなり、人と人の交流や交易の流れを形づくってきた。

山、川、農地、ため池、集落は、それぞれ生産活動や日常生活において相互に係わり合いながら、地域全体として落ち着いた風景を形成している。これらの関係は、ここに住む人々が、この地域の地形、気象条件、水系、土等の自然の条件を尊重しつつ、生産し、居住するという永い営みを通して生み出され、継承されてきたものであり、これら全体が、自然、人、時間が編み上げてきたひとつの風景ともいえる。

このような地域の景観には、自然環境がもつ美しさ、人々の生産、生活に伴った秩序を反映した美しさ、そして地域の文化が醸し出す伝統的な美しさを感じることができる。

（北部の山地地域の景観）

社町から東条町の北部では、西脇市や篠山市から連なる山並みの中に細く長い谷が続く、街道沿いの要所に集落が形成されている。山は農地や集落の背後に迫り立っているが、山容は丸みを帯び柔らかで河川沿いの低地との標高差も小さい。このため、谷間には奥行きがありながらも開放感のある穏やかな田園風景がみられる。

また、人工のダム湖である東条湖周辺地域は、清水東条湖立杭県立自然公園に指定され、緑の湖水と山並みの風光を求めるレクリエーション施設や別荘地が集まり、緑の中に賑わいが感じられるその風景は、地域の新しい特色ともなっている。

（南部の丘陵地域の景観）

東条川は上流、下流への眺望を与え、遠景には上流部の山並みを望むことができる。川に沿って広がる農地や集落は両側を丘陵の斜面林に囲まれている。集落は塊を成さず農地の中に家屋が点在する、いわゆる散居集落に近い。

美嚙川は丘陵の間を大きく蛇行しながら流れ、河畔に連続する竹林が風景のアクセントとなっている。また、上流部では地すべり地形も分布し、複雑に入り組んだ傾斜地を棚田として利用した独特の景観がみられる。微高地には集落が形成され、やはり斜面林が背景となっている。この農地や集落を縁取る斜面林は、丘陵上に開けたゴルフ場等を覆い隠す役割も果たしており、伝統的な美しさをもつ田園風景を維持する上で重要な要素となっている。

丘陵の間に分け入ると、小さな水流により奥行きが深い谷が幾筋も複雑に開析され、谷の奥まで線状に農地が拓かれている。それらの谷間や集落背後の斜面林の麓にはため池や湿地が連なり、人の営みと自然とが融合した美しい景観がみられる。

< 地域環境イメージ >

これらのことから北播磨南部地域の望ましい将来の地域環境イメージは、次のようにまとめられる。

北部の山地地域では、穏やかな山並みを背景とした緑の湖水が景勝地として多くの人々に親しまれ、レクリエーション・リゾートや交流の場として賑わいをみせている。南部の丘陵地域では、手入れの行き届いた農地や集落、河川、雑木林やため池が一体となった、誰もが懐かしさを感じる田園風景が広がっている。また、谷間のため池や湿地、水田や周囲の里山は多様な生物の生息環境として、多くの人々の手により守り育てられている。

豊かな自然や歴史文化と都市的な魅力を同時に享受できる田園居住地域として定住環境や産業拠点の整備が進められ、緑が効果的に配され調和のとれた町並みがみられる。



～ 緑豊かな地域資源 ～

丸みを帯びた山並み、なだらかな丘陵、河岸段丘、神戸層群の地形、ダム湖・湖沼、ため池・湿地・連続する谷池、里山・雑木林、河畔竹林、河川・滝、酒米「山田錦」、地場産業、茅葺き民家、旧街道、社寺仏閣、農村舞台、城跡、巨木、鎮守の森、道標、伝統行事、伝説、交流施設、別荘地、等々

今後、以下の点を基本方向として、このようなイメージに沿った地域環境の形成を図るものとする。

ア 地域の魅力の源である二次的自然環境や景観を保全・再生する

(多様な主体の参画と協働による身近な自然環境・景観の保全・再生)

農地、里山、ため池や湿地など多様な生物の生息環境となっている自然環境や、集落景観の背景となる斜面林など、暮らしの営みを通じて育まれてきた自然環境・景観を、地域住民をはじめ都市住民や企業など多様な主体の参画と協働により保全、育成する。

(地域を代表する景観の保全・活用)

地域の人々に親しまれている山やランドマークとなる山は、地域景観の骨格として保全、育成する。また、河川や湖沼は、地域を代表する水辺にふさわしい良好な景観形成を図るとともに、レクリエーションや学習の場としての活用を図る。

イ 多様な地域文化や自然環境を活かした交流を促進する

(地域住民の誇りとなる歴史文化や景観の継承・活用)

文化財等の歴史文化資源とともに、茅葺き民家や鎮守の森、伝統行事などの人々の生活と結びついた文化や景観を保全し、都市農村交流等において活用を図ることにより、地域住民の誇りとなる歴史文化や景観を次世代へ継承する。

(緑豊かなレクリエーション・リゾート施設を活かした交流促進)

既存のレクリエーション・リゾート施設を活用し地域内外の交流を促進するとともに、周辺樹林の適正な維持管理や未利用地の再生を誘導し、レクリエーション・リゾート施設と周辺環境との調和を図る。

ウ 豊かな自然とまちの賑わいが調和した定住環境を形成する

(自然とのふれあい豊かで快適な定住環境の形成)

都市的な魅力と、ゆとりある居住環境、豊かな自然を同時に享受できる田園居住地域を形成し、若者や都市住民の定住を促進する。

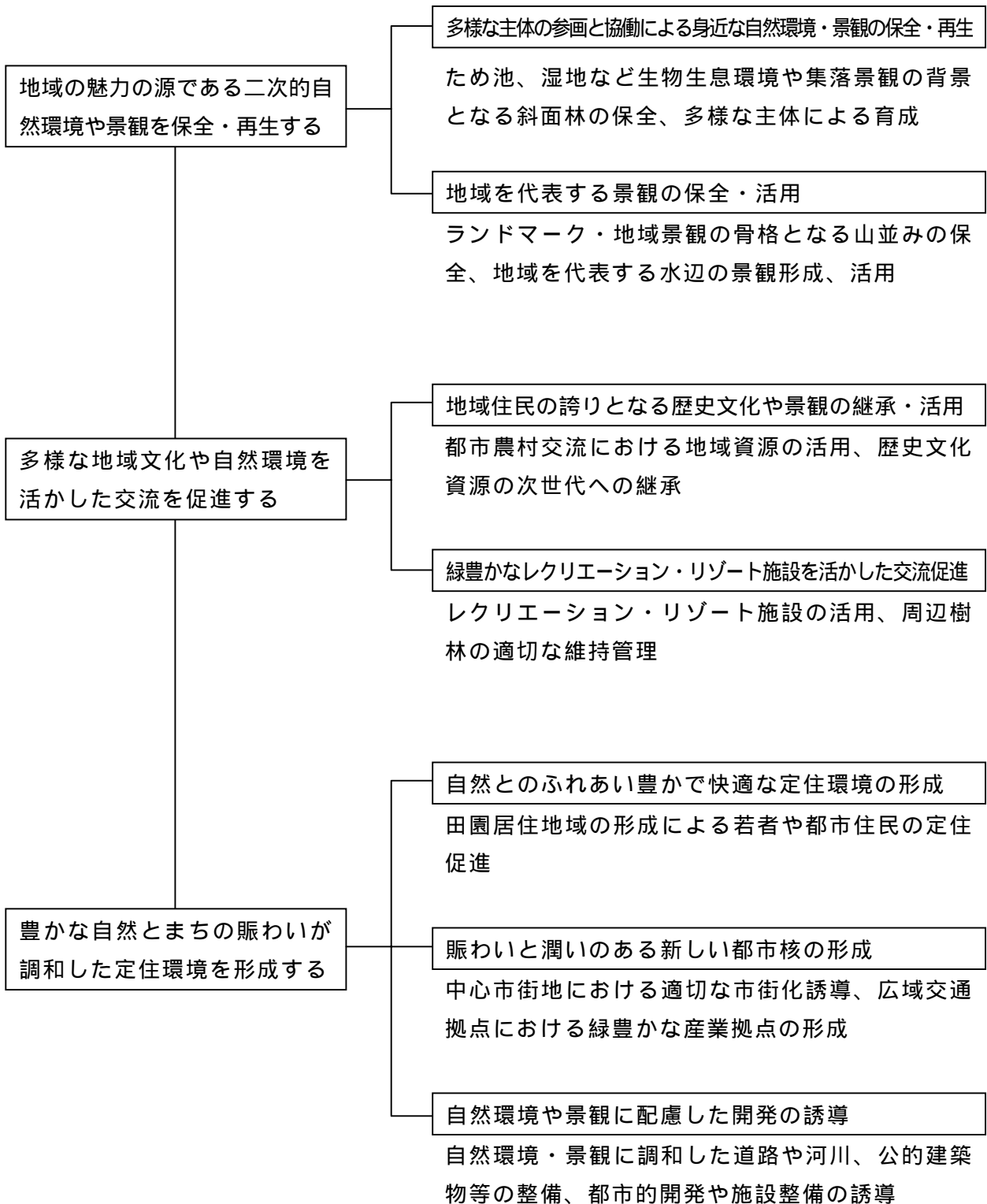
(賑わいと潤いのある新しい都市核の形成)

中心市街地においては適正な市街化誘導を図り、また、広域交通拠点では緑豊かで活気あふれる産業拠点を形成することにより、賑わいと潤いのある新しい都市核を形成する。

(自然環境や景観に配慮した開発の誘導)

道路や河川、公的建築物等の整備においては自然環境や景観との調和を図り、都市的な開発や施設整備については周辺の自然環境や景観と調和するよう誘導する。

地域環境形成の基本方向



第2 適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項

1 区域の区分

地域環境形成の観点から土地利用を誘導し、地域づくりの基本方向及び地域環境形成の基本方向を実現していくために、地域全体を条例第9条に規定する環境形成区域の区分に対応して、次のとおり区分する。

(1) 第1項第1号の区域

(森林としての土地利用を通じて特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域)

風景形成の観点から特に重要な土地の区域で、森林としての土地利用を通じて形成される環境の保全を図る区域(以下「森を守る区域」という。)

(2) 第1項第2号の区域

(森林と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

現況の森林を主体とする区域であり、今後とも森林としての土地利用を通じて、森林が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、森林等と建築物等が調和した地域環境の形成を図る区域(以下「森を生かす区域」という。)

(3) 第1項第3号の区域

(農地と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

現況の農地を主体とする河川、集落等を含む区域であり、今後とも農業等の営みや農地を活用した多様な交流を通じて、農地が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、農地、河川、集落等が調和した田園としての地域環境の形成を図る区域(以下「田園の区域」という。)

(4) 第1項第4号の区域

(市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

地域の都市的な活動の中心地として、施設の集積を図り、都市的機能の向上と良好な市街地環境の形成を図る区域(以下「まちの区域」という。)

(5) 第2項の区域

(第1項各号とは別に定める区域)

ア ゴルフ場等の丘陵の地形を生かした土地利用が進んでいる区域及びその周辺の風景形成上重要な森林の区域であり、多様な交流機能の発揮を図るとともに、田園景観の

背景となる斜面林の景観の保全を図るなど森林等と建築物等が調和した地域環境の形成を図る区域（以下「丘陵の区域」という。）

イ 優れた自然環境を活かしたりゾート・レクリエーション施設や交流施設が立地し、観光・交流の拠点として地域環境の形成を図る区域（以下「水と緑の交流区域」という。）

2 各区域の設定の方針

（１）森を守る区域

地域の風景形成に重要な役割を果たしている以下の森林等の区域について、周辺における農業等の活動及び施設立地の状況を勘案して設定する。

ア 地域の骨格となるスカイラインを形成する山の稜線を中心とする区域

ある程度の高さを有する山々が連続して連なり、地域の骨格といえる相当規模の帯状のまとまりのある森林の区域

イ 大規模な山体を有する山のまとまりのある区域

スカイラインは形成していないが、森林以外の土地の利用が介在しない大規模なまとまりを有する森林の区域

ウ 地域のランドマークとなり人々に親しまれている山

市街地や主要道路から特徴的な山としてとらえられる独立峰、前山的に突出した山などのうち、ランドマークとして人々に親しまれている山の区域

（２）森を生かす区域

まとまりのある現況森林の区域を主体に設定する。区域のまとまりを考慮して、森林を活用した交流施設、小規模な別荘地等、河川・ため池等の水面、農業用施設等を含めて定める。

（３）田園の区域

農地を主体とし、その中に存する集落や河川、ため池、農業用施設等を含む区域に設定する。区域のまとまりを考慮して、交流施設、社寺林や河畔林などの樹林地等を含めて定める。

（４）まちの区域

既成の市街地、住宅団地、産業団地、今後計画的に市街地の形成を図る区域等に設定する。

ただし、道路沿道等で線的に建築物が連たんしている場合であっても、既成の市街地の一部とみなせる場合を除き、原則として当該区域としては設定しない。

また、農業振興地域整備計画の農用地区域の指定のある区域は、原則として含まないものとする。

(5) 丘陵の区域

大規模な山体や明瞭な稜線は成さないが、地域の景観形成に重要な役割を果たしている丘陵にあり、ゴルフ場等の緑地を主体とした区域やその周辺の現況森林の区域に設定する。区域のまとまりを考慮して、水面、小規模な農地等を含めて設定する。

(6) 水と緑の交流区域

リゾート・レクリエーション施設、自然体験施設、宿泊施設等が集積している区域、又は今後計画的な整備を図る区域に設定する。区域のまとまりを考慮して、水面、森林、小規模な農地等を含めて設定する。

第3 森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本的事項

1 北播磨南部地域の土地利用及び環境形成の方向

各区域における望ましい土地利用及び環境形成の方向を次に示す。

(1) 森を守る区域

森林としての土地利用が継続して適切に保全されることが特に重要であり、関連施策との連携をとりながら、森林がもつ多面的な機能の発揮に資する保全、整備及び再生を行うことが必要である。

県立自然公園条例に基づく施設整備や自然利用のための小規模な施設整備以外の都市的な開発は抑制し、開発による森林の汚損・滅失を防止し、森林としての環境を将来にわたって保全する。

やむを得ず開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑え、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等が目につかないよう配慮する。

(2) 森を生かす区域

森林が持つ多面的な機能を発揮させるため、都市住民や企業など多様な主体の参画と協働を得ながら、森林の適切な保全、整備及び再生を図る。

自然体験、自然探勝等の場としての利用に適した場所においては、森林としての土地利用を継続して適切に行いながら、施設等の整備を進め、森林を活かした新たな魅力ある環境を形成する。

開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑えるなど、森林がもつ多面的な機能が損なわれないよう、また、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等ができる限り目につかないよう配慮する。宅地分譲を目的とした開発においては、開発後も区域内の森林が良好に維持され、建築物等が適切に整備されるよう配慮する。

(3) 田園の区域

農地を主体とする区域においては、農業の振興を図るとともに、農地がもつ多面的な機能を発揮させるため、その保全・整備を図り、農地としての土地利用を適切に継続することが必要である。

集落地及びその周辺においては、生活道路、生活施設等の整備を計画的に進めるとともに、適切な箇所において体験農園や市民農園等の観光農業を推進する。

河畔林や社寺等の樹林地、地域の人々に親しまれている巨木など、地域環境を特徴づける樹林や樹木の保全を図る。また、多様な生物の生息する湿地やため池等については、周辺樹林との一体的な保全、再生を図る。

河川周辺においては、自然や景観に配慮した河川の整備を進め、河川環境の維持及び

良好な河川景観の形成を図る。なお、河川に隣接した区域において開発を行う場合は、対岸の河川敷や道路、橋梁等からみた景観や河畔林との調和に配慮する。

開発を行う場合は、緑化修景等により周辺の農地、河川、樹林、ため池、集落等と調和した美しい田園景観を形成する。

(4) まちの区域

公共公益施設、商業施設等のサービス施設、住宅及び住宅地などが集積する場としての良好な市街地環境を形成する。

新たな施設設備にあたっては、緑地・オープンスペースを確保するとともに、施設の形態、意匠、色彩等に配慮する。

また、既存の樹林、樹木等を保全してまちづくりに活用する。

(5) 丘陵の区域

田園景観の背景となっている丘陵の斜面林や、谷間のため池や湿地を取り囲み一体的な生物生息環境を形成している樹林の保全を図るとともに、丘陵地としての地形を尊重した土地利用を継続することが特に重要である。また、開発行為にあたって残された森林についても適切に保全、維持管理する必要がある。

森林を主体とする区域においては、都市住民や企業など多様な主体の参画と協働を得ながら、森林やため池・湿地等の適切な維持管理を図り、自然体験や自然探勝の場として活用する。

開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑え、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等が目につかないよう特に配慮する。丘陵斜面部における造成面の緑化にあたっては、既存の植生に配慮した手法により樹林化を図る。

(6) 水と緑の交流区域

優れた自然環境や水辺の景観を活かし、観光・交流の拠点となる施設の整備を進めるとともに、建築物等と周辺の自然環境が調和した魅力ある景観の形成を図る。

開発を行う場合は、地形の改変を抑えるとともに緑地やオープンスペースを適切に配置する。施設整備にあたっては、既存の地形や樹林、樹木、水面等を活用し、これらに調和するよう形態、意匠、色彩等に配慮する。

2 都市的な開発及び施設整備の方向

(1) 基本的な考え方

都市的な開発及び施設整備のあり方として、次の5つの基本方針を示す。

ア 自然地形を活かす

自然地形になじんだ無理のない開発とする。

- イ 森林、緑地等を守り育てる
環境形成の最も基本的要素として開発地内の森林等を守り育てる。
- ウ 緑を効果的に配置する
緑により周辺の景観となじませるとともに、緑のある環境をつくる。
- エ 建物等を周辺の景観と調和させる
建物等は周辺の自然景観や町並みと調和させる。
- オ 眺望を守る
市街地や主要な眺望点からの眺望を阻害しない。

(2) 取組みの方向

- ア 自然地形を活かす
 - ・自然地形を活かし、大規模な土地の改変を避ける。
(地形を考慮した開発地を選定、土地の造成は自然地形を活かした最小限の盛土・切土、地形を生かした道路や施設等を整備)

- イ 森林、緑地等を守り育てる
 - ・相当量の現況森林を保全する。
(森林の伐採は最小限にとどめ、一定割合以上の現況森林等を保全)
 - ・自然環境や景観に配慮して森林等を配置する。
(スカイラインや貴重な植生等の自然環境や景観に配慮した森林等の配置)
 - ・地域の自然的条件に適應した植栽を行う。
(自生種などの自然植生への配慮、地域固有の緑化手法の継承)
 - ・開発は小規模分散させるなど、森林と調和した配置とする。
 - ・既存緑地を守り育てる。
(社寺林等既存樹林地の保全、貴重な植生の保全、農業的土地利用への配慮)

- ウ 緑を効果的に配置する
 - ・適切に植栽を行い、緑地を設ける。
(森林以外の区域における一定割合以上の緑地の確保、建築物等と調和した植栽、主要道路沿いへの植栽、住宅・工場等の敷地内の緑化、地域固有の緑化手法の継承、一定規模以上の区画面積の確保)
 - ・擁壁、法面等の土木構造物を緑化・修景する。
 - ・広い平面には効果的な植栽を行う。
(グラウンド、駐車場等)

- エ 建物等を周辺の景観と調和させる
 - ・建築物の高さ等は、樹高を考慮する。
(周辺の森林・緑地から突出しない高さ)

- ・ 建築物等の形態、色彩、材料等は周辺の景観と調和させる。
(周辺の自然環境、市街地・集落景観との調和、歴史的伝統的町並み等の保全)
- ・ 幹線道路沿道、河川沿いに良好な景観を形成する。
- ・ 高密度な都市的利用を抑制する。
- ・ 良好な市街地環境を形成する。

オ 眺望を守る

- ・ 主要な眺望点、主要幹線道路沿道や河川敷（特に橋）からの眺望を考慮して開発地を選定する。

(3) 地域環境形成基準の設定

以上を踏まえ、条例第 15 条の規定による地域環境形成基準として各環境形成区域別に設定すべき項目について次に示す。

地域環境形成基準の項目

項目		内容	森を生かす区域	田園の区域	まちの区域	丘陵の区域	水と緑の交流区域
保全すべき森林又は緑地の面積	森林の保全	一定以上の森林率					
	緑地の確保	一定以上の緑地率					
優れた景観の構成要素の保全の方法	地形・植生の保全	山の稜線等での開発制限					
	貴重な植生の保全	貴重な植生、樹木等の保全					
	既存樹林地の保全	鎮守の森等既存の樹林地の保全等					
	森林等の維持管理	森林、既存樹林地の適切な維持管理					
森林又は緑地の配置の方法及び緑化の方法	森林と建築物	森林と調和した建築物の配置					
	建築物と緑地	建築物と調和した緑地の配置、植栽					
	道路沿いの植栽	区域内の主要道路沿いへの緑地の配置					
	河川沿いの植栽	隣接する河川沿いへの植栽					
	緑地・植栽の質	在来種の植栽					
	緑化の手法	伝統的な緑化手法の継承					
自然的環境と調和する建築物等の整備の方法	土地の造成	自然地形、景観と調和した造成					
	擁壁等の緑化修景	擁壁等の工作物の前面植栽等の修景					
	法面の緑化	法面（造成斜面）への植栽					
	街区の形成	街区パターンに即した施設配置					
	建築物の形態	周辺景観と調和する規模、高さ等					
		眺望点からの眺望を妨げない高さ等					
建築物等の意匠等	周辺景観と調和した意匠、材料、色彩等						

(4) 地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項

森林率、緑地率については開発区域の規模に応じて設定する。

保全又は創出された森林や緑地については、その量と配置のほか緑の質が重要となる。このため、具体的な基準とすることは難しいと考えられるが、指導にあたる場合にイメージしやすい基準内容とする。

第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

1 計画整備地区の認定についての基本方針

条例第32条の規定による計画整備地区及び整備計画を認定する際の基本的事項を以下のとおり定める。

(1) 認定すべき地区の考え方

地域づくりの基本方向を踏まえ、以下のとおり、各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区又は都市的な機能を新たに導入・整備する地区について、その整備計画を認定し、計画整備地区とする。

特に、各市町や住民の個性的なまちづくりは、緑豊かな地域環境の形成の中心となるものであり、これを積極的に推進するものとする。

ア 各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

集落や小学校区、小流域などの一定の広がりのある地区において、各市町や住民が主体となり、景観形成や緑化の推進、森林や農地を活かした交流など、個性的なまちづくりを進めるもの。

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を目的として生活基盤、産業基盤を強化するために計画的な開発整備により都市的施設の集約立地を図るとともに、新しく良好な市街地環境の形成を図るためのもの。

(2) 認定すべき地区

次のような地区について認定することとする。

ア 各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

当該地区の特性や住民等の取組みを勘案し、次のような状況のものなどについて認定する。

- (ア) 既成市街地や集落地において、良好な景観形成や緑化の推進、小規模な樹林等の保全、公共施設の整備などの課題に対応して、地域住民が主体的に取り組んでいる地区
- (イ) 森林や農地、その他の地域資源を活かした交流のための環境整備を進めるための地区
- (ウ) 個別の施設整備が集積する可能性がある地区など、特定の区域について、より詳細な土地利用及び環境形成の誘導を行うことが必要な地区

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

当該土地の特性からみた土地利用の適合性、市町のまちづくり方針との整合性、計画的開発整備の実現性を総合的に評価して、市街地等としての開発整備に適した地区を認定する。なお、土地の特性からみた土地利用の適合性については以下の点などに留意するものとする。

- (ア) 地域づくりの基本方向の観点から、森林や農地としての土地利用との調整が可能であること
- (イ) 周辺の土地利用及び環境形成に大きな支障を及ぼす立地でないこと
- (ウ) 周辺の公共公益施設等を有効に活用できる立地であること

(3) 地域環境形成の方向

計画整備地区については、次のような地域環境形成の方向を目指すものとする。

ア 各市町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

地区の特性を勘案し、住民等の意向を十分に尊重した地域環境形成を図る。

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を図るために、生活・産業基盤を強化する新たな都市的機能、都市型の交流機能、住宅地などを導入・整備する。

都市的な雰囲気や緑豊かな環境の中で形成されるよう、建築景観の誘導、魅力ある空間づくりを行う。緑地・オープンスペースを確保するとともに、周辺の環境との調和が保たれ、かつ、良好な市街地環境が形成されるよう開発整備を計画的に行う。

(4) 整備計画に定めるべき項目

条例第32条の規定により整備計画を認定するにあたっては、地域環境形成の基本方向を踏まえ、地区の地形などの状況や整備の目的等に即して、当該計画の実現により、総合的に緑豊かな地域環境の形成をもたらすよう、以下の事項等のなかで、必要に応じて適切に定められるべきものについて、その内容を検討し、確認するとともに、協議、指導を行うものとする。

- ・ 地域環境形成上重要な事物の保全に関する事項
- ・ 森林・緑地の維持・管理に関する事項
- ・ 森林、緑地、緑化に関する事項（森林・緑地の規模、配置、形態、緑化の方針等）
- ・ 道路、公園等公共施設に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・ 建築物、構造物等に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・ その他豊かな地域環境の形成に関する事項

2 森林及び農地の保全の方向

(1) 基本的な考え方

森林及び農地の保全のあり方として、次の2つの基本方針を示す。

ア 森林及び農地の保全

森林及び農地を適正に保全する。この際の保全とは、森林及び農地における開発を規制することだけでなく、継続的に森林の維持・管理を行うことも含むことに特に留意する。

イ 多面的な機能の発揮

生産的な側面だけでなく、景観形成、水源涵養、災害防止、レクリエーションなど、森林及び農地がもつ多面的な機能が発揮できるよう、適正に維持・管理を進める。

(2) 取組みの方向

ア 総合的・一体的・継続的な取組み

森林及び農地の維持・管理を個別に進めるのではなく、流域、周辺集落等との関係を踏まえながら総合的・一体的・継続的に進める。

イ 多様な主体の参画と協働

生業としての農林業だけでなく、都市との交流など多様な主体の参画と協働により森林及び農地の維持・管理を進める。あわせて、農林業を支える人材の育成を進める。

ウ 持続可能な資源循環

農林業とともに、地域産品を活かした食品加工業、交流産業等を振興し、地域内の資源循環、資源の有効活用を図る。

3 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

(1) 多様な主体の参画と協働

地域住民が主体となり、地域内外との交流を通じて地域資源の新たな価値を発見し、守り育てていくことが重要である。また、生物多様性の保全、防災、保健・レクリエーション、景観等の多面的な価値・機能を有する森林、農地、河川等の維持管理は、農林業等の生産活動だけではなく、都市住民や企業、行政等の幅広い主体が参画する多様な活動を通じて行われるものとする。開発行為や建築行為を行う市民や事業者は、緑化修景等を通じて良好な地域環境の形成に積極的に参画するものとする。

(2) 関連施策との連携

地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成にむけた総合的な仕組みづくりを進め、

市町との連携のもと、関連施策との連携をとりながら、総合的、横断的な施策の実施を図るものとする。

(3) 支援方策

緑豊かな地域環境の形成に関する活動に対する人的・技術的な支援、ガイドライン・マニュアルの作成、人材育成等を行うなど、各市町や住民の個性的なまちづくり、地域づくりを支援するものとする。

(4) 方針等の見直し

一定の期間ごとに条例の運用の効果の検証を実施し、また、社会・経済情勢の変化や価値観の転換等に対応して、環境形成区域、地域環境形成基準等の適宜適切な見直しを行うものとする。